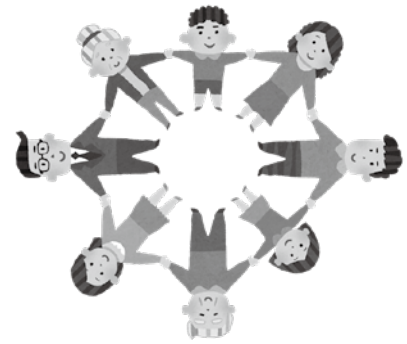


平成30年度から埼玉県と市町村の共同運営による「国保の広域化」がスタートしました。今回の制度改正に伴い、県が定めた国民健康保険運営方針や標準保険税率等を参考に、安定した健康保険財政を継続していくため、国民健康保険税の税率等を改正しました。

※標準保険税率は、県が市町村ごとの医療費水準や所得水準等を考慮して毎年算定します。



主な改正点

○課税方式の変更

国民健康保険税(医療給付費分)の算定を4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)から県の標準的な算定方式である2方式(所得割・均等割)に変更

○軽減措置の拡大

一定の所得金額以下の世帯は、均等割額が軽減されます。

軽減割合	前年中の世帯の総所得金額
7割	33万円以下
5割	33万円 + (27.5万円 × 被保険者および特定同一世帯所属者の数) 以下
3割	33万円 + (50万円 × 被保険者および特定同一世帯所属者の数) 以下

【特定同一世帯所属者】

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、移行後も今までの世帯に属している人



○税率等の改正

区分		改正前 (平成29年度)	改正後 (平成30年度)
医療給付費分	所得割	6.4%	6.8%
	資産割	10.0%	廃止
	均等割	1万3,000円	2万円
	平等割	1万1,000円	廃止
	課税限度額	52万円	54万円
後期高齢者支援金分	所得割	2.4%	2.4%
	均等割	6,700円	7,000円
	課税限度額	17万円	19万円
介護納付金分 (40~65歳未満)	所得割	1.2%	1.3%
	均等割	1万円	1万円
	課税限度額	16万円	16万円

【国民健康保険税額】

医療給付費分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分

赤字削減・解消計画の策定

医療費適正化、国民健康保険税の収納強化等に取り組み、一般会計からの繰り入れを段階的に削減し、赤字の解消を進めていくため、「赤字削減・解消計画」を策定しました。

平成30年度国民健康保険税納税通知書を7月上旬に発送します

国民健康保険税は、毎年4月から翌年3月までの1年間の税額を8回の納期に分けて納付していただきます。年度の途中で脱退したり、加入したりしたときは月割で計算します。また、国民健康保険税は、世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者となります。

※会社の倒産や解雇などの理由で失業した人(失業時の年齢が65歳未満)は、国民健康保険税が軽減されます。

※災害など特別な事情で納付が困難な世帯は、減免される場合があります。

※納付には便利な口座振替をご利用ください。

問い合わせ 健康支援課国民健康保険担当(1階③番窓口)

